

金融商品の勧誘方法

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

入金・出金・重要書類のお預かりにおける事務手続き

利用者の皆さまに安心してJA事業をご利用していただけるよう、渉外担当者が集金などでお伺いした際は、お預かりした現金や通帳・証書の「受取書」を発行させていただきます。

◆ 現金のお預かり

当JAでは、集金業務によりお客様から現金をお預かりする際には、その証としてJA所定の「受取書」を発行いたします。

◆ 通帳・現金のお届け

当JAの職員がお客様から通帳・証書をお預かりする際には、JA所定の「受取書」を発行致します。お預かりした通帳・証書をご返却する際、もしくは現金をお届けした際に、「受取書」を回収させていただきますので、大切に保管してください。

※当JA職員が、所定の「受取書」以外の名刺やメモ等で現金・証書をお預かりすることはありません。

※当JAはお客様の現金・証書を長期間お預かりすることはありません。

適正な事務処理について

事務処理にご協力を

お客様の利便性向上のため、適正な事務処理の徹底およびコンプライアンス（法令遵守）の強化を目的に実施させていただくことをご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

◆ 定期積金掛金の受け入れ方法の見直し

お客様の利便性向上のため、事務リスクの軽減を図ることを目的に、現在の定期積金の集金業務を口座振替に切り替えることを推進しています。提案型の渉外活動に切り替えることで、これからも組合員・利用者の皆さまのライフスタイルに合った提案をいたします。

◆ 満期案内等通知の送付

コンプライアンス上の牽制機能強化および取引先の契約内容確認を主な目的として、定期貯金・定期積金の満期案内等の郵便物は全て郵送させていただきます。

◆ 満期金の口座入金

定期貯金・定期積金等の満期金および解約金については、契約者本人の通帳への口座入金をお勧めしますのでご協力をお願いします。

◆ 借入残高のない担保貯金の返却について

お借入れのため、お預かりしている定期貯金等で返済が終了した担保貯金については返却させていただきますので、よろしくお願い致します。

お手数をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。